

訪問介護サービス・訪問介護相当型サービス

重要事項説明書

合同会社 幹

指定訪問介護事業所

ライフサポートみき

訪問介護・訪問相当型サービス

重要事項説明書

この重要事項説明書は、利用者様が訪問介護・訪問介護相当型サービスの契約にあたって、利用者様やご家族の方に知っていただきたい事項を記載したものであり、当事業者の運営規定概要や契約書の内容をご理解していただけるような内容となっております。

1. 当事業所の概要

事業者名	合同会社 幹
主たる事務所の所在地	札幌市手稲区前田9条14丁目1番25号
代表者（職名・氏名）	代表社員 岡川 理枝
設立年月日	平成31年12月12日
電話番号	011-684-2296

事業所名	ライフサポートみき
所在地	札幌市手稲区前田9条14丁目1番25号
指定事業所番号	0170405096
指定年月日	令和5年1月1日
連絡先	011-684-2296
緊急時の連絡先	080-1885-4130
管理者の氏名	芳賀 千朔
営業日・営業時間	月～金曜日（国民の休日、12月29日～1月3日を除く） 9時～17時
通常のサービス提供実施地域	札幌市手稲区・西区・北区屯田・新琴似 石狩市花川北・花川南・樽川

事業の目的	地域に密着し、利用者様やその家族が望む生活が送れるようサービスを提供すること
運営方針	高品質なサービス提供をすると共に利用者様主体で自立支援を行う。
緊急時の対応	従業者はサービス提供を行っている際に利用者の病状急変やその他急を要する事象等が生じた場合、速やかに主治医・家族又は担当ケアマネジャーに連絡を行う等の必要な措置を講じます。 サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村・利用者様のご家族等に連絡を行い、必要な措置を講じると共に、事故の状況や時系列での処置状況を記録致します

【長期休暇時のサービス提供について】

※年末年始・ゴールデンウィーク・シルバーウィーク等については、特段の支障や緊急性の無い場合は、お休みや振り替え利用をお願いすることがあります

2. 当事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
サービス従事者	看護師	1		1
	介護福祉士	2		2
	実務者研修終了者			
	初任者研修修了者	1	1	2

令和7年3月1日現在

※訪問介護員は、介護福祉士又は介護職員初任者研修を修了した者または看護師です。

※訪問介護員は、身体上・精神上の障害により日常生活を営むのに支障がある人の介護、また家族介護者等に介護に関する指導を行います。

※訪問介護員は、常に身分証明書を携帯していますので、必要な場合いつでも提示を求めることができます。

3. サービスの内容

介護保険の給付の対象となるサービス（契約第3条参照）

介護保険の訪問介護は、サービスの内容により、「身体介護」「生活援助」に分けられます。

以下のサービスについては利用料金のうち、各利用者の負担割合に応じて7～9割が介護保険から給付されます。

【身体介護】

- 1) 利用者様の身体に直接接触して行う介助（共に行う行為を含む）
- 2) 介助に必要な準備及び片付け
- 3) 利用者様が日常生活を営むのに必要な機能の向上のための介助や、見守りによる自立支援等の専門的な援助

- 起床介助 ●排泄介助 ●食事介助 ●就寝介助 ●衣服の着脱
- 身体の清拭・洗髪 ●体位変換 ●入浴介助 ●外出介助
- 移乗・移動介助

【生活援助】

掃除・洗濯・調理などの日常生活の援助であり、利用者様が単身のため、又は家族が障害・疫病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われるものをいいます。

▷訪問介護相当型サービスは自立支援の観点から、利用者様ができる限り自ら家事等を行うことができるよう支援することを目的としています。

▷そのため、例えば利用者様が行う調理を訪問介護員が見守りながら一緒に行うなど、その有する能力を最大限活用することができるような方法によって行います。

●掃除・ゴミ出し ●洗濯 ●調理 ●ベッドメイク ●衣服の整理・補修
●買い物 ●薬の受け取り

次のサービスは介護保険外サービス（自費サービス）となります。

利用者様以外の洗濯・調理・ 買い物・布団干し	主として利用者様が使用 する居室以外の掃除	来客の対応
話し相手・留守番	自家用車の洗車・清掃	
花木の水やり・園芸	ペットの世話・散歩 （小型犬のみ）	家具・家電の移動（要相談）・模様替え
特別な手間をかけて行う料理	大掃除	
引っ越しの手伝い	照明の電球交換	窓ガラスの清掃

4. サービス料金は2種類あります。

サービスの利用料は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割、2割、3割負担となっています。但し、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。利用料は次の2種類です。

1) 身体介護 (身体に関する介助を行う場合)	2) 生活援助 (掃除や調理などを行う場合)
----------------------------	---------------------------

▷利用者様に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画がある場合、それを踏まえた訪問介護計画に従って定めていきます。

1) 具体的な利用料

- ・利用料は、サービスの内容、利用する時間帯や時間の長さによって異なります。
- ・利用者様の身体的理由により、1人の訪問介護員による介助が困難と認められる場合など、やむを得ない事情で且つ利用者様の同意を得て2人で訪問した場合は2人分の料金となります。
- ・次の表の「基本報酬単位」がサービス提供区域毎に適用される介護保険上の報酬単位であり、これに地区単価や各種加算を乗じ「基本利用料」となります。「利用者負担」は「基本利用料」の内、利用者様の「負担割合」に応じて負担いただく1回あたりの目安の金額です。

【訪問介護サービス利用料 目安】要介護1～要介護5

サービス提供区分		基本報酬単位	1割負担	2割負担	3割負担
身体介護	20分未満	163 単位	166 円	333 円	499 円
	20分以上 30分未満	244 単位	249 円	498 円	747 円
	30分以上 1時間未満	387 単位	395 円	790 円	1185 円
	1時間以上 1時間30分未満	567 単位	579 円	1158 円	1737 円
生活援助	20分以上 45分未満	179 単位	183 円	366 円	548 円
	45分以上	220 単位	225 円	449 円	674 円

【訪問介護型サービス利用料 目安】要支援1・2・事業対象者

サービス名称	サービス内容	基本報酬単位	1割負担	2割負担	3割負担
札幌市訪問介護相当型サービス	45分未満 (4回/月)	205 単位	209 円	418 円	627 円
	45分～60分未満 (4回/月)	277 単位	282 円	564 円	846 円
	1週当たりの回数を定める場合 週に1回程度	1176 単位	1199 円	2352 円	3597 円
	1週当たりの回数を定める場合 週に2回程度	2349 単位	2396 円 /月	4792 円 /月	7188 円 /月

【石狩市訪問介護相当型サービス利用料】要支援１・２・事業対象者

石狩市訪問介護相当型 サービス費	サービス種別	改正単価
	訪問型サービス費Ⅰ 要支援１・２・事業対象者 週１回/月の訪問	1176 単位 1176 円
	訪問型サービス費Ⅱ 要支援１・２・事業対象者 週２回/月の訪問	2349 単位 2349 円
	訪問型サービスⅢ 要支援２ 週２回を超える訪問	3727 単位 3727 円

【割り増し料金について】

※平常の時間帯（８時～１８時）以外の時間帯でサービスを行う場合は、次の割合で利用料金に割り増し料金が加算されます。

時間帯	早朝	夜間	深夜
時間	６時～８時	１８時～２２時	２２時～翌朝６時
加算割合	２５％	２５％	５０％

【加算】

※以下の要件を満たす場合、上記の基本報酬単位に以下の料金が加算されます

加算の種類	加算の要件	加算額			
		加算単位	１割負担	２割負担	３割負担
初回加算	初回月に１回のみ	２００単位	２０４円	４０８円	６１２円
緊急時加算	１度の要請に対して１回	１００単位	１０２円	２０４円	３０６円
口腔連携強化加算/回	介護職員等による 口腔衛生状態及び 口腔機能の評価の 実施並びに利用者 の同意の下の歯科 医療機関及び介護 支援専門員への情 報提供をした場合	５０単位	５１円	２０４円	１５３円
認知症専門 ケア加算Ⅰ /日	当該事業所において、介護を必要とする認知症利用者が１／２以上であり、かつ認知症介護に係る専門的な研修を修了しているものが１人以上の一定割合配置し、組織対応する場合	３単位	３円	６円	９円

※特定事業所加算Ⅱ：当事業所は令和６年２月１日より介護福祉士等の人材を確保し、質の高いサービスを提供するための体制を構築している事業所として所定単位数に１０％の加算されています。

※介護職員処遇改善加算Ⅱ：当事業所は令和６年６月１日より所属する介護職員処遇改善のため、都道府県の基金設置によりその交付要件を充足していると認定されており、基本利用料に加算されています。

２）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の金額が利用者様の負担となります。

① 介護保険の支給限度額を超えたサービス利用料金

② 本重要事項説明書の自費サービスをご希望の場合

※但しこの部分を別途保険外サービス契約にて対応できる場合もございますのでその際はご相談ください。

３）サービス提供の記録

① 訪問介護サービスの実施ごとに、サービス提供に記録を行うこととし、その記録はサービス終了し最後の介護給付から５年間保存します。

② 利用者様は事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧および複写物の交付を請求することができます。

４）交通費

① 通常のサービス提供実施地域→無料

それ以外の地域→利用者様の実費負担

② 買い物等の交通費→利用者様の実費負担（３０円／ｋｍ　１ｋｍ以下無料）

５）水道代・ガス代

利用者様のご自宅で、サービス実施のために水道・ガスを利用した場合、その料金は利用者様の実費負担となります。

６）電話代

利用者様のご自宅で、サービス実施のためにやむを得ず電話を利用した場合、その代金は利用者様の実費負担となります。

７）サービスのキャンセル料

利用者様の都合により、予約していたサービスの利用を中止する場合、キャンセル料が必要になる場合があります。

当日キャンセル料	５００円
----------	------

※但し、利用者様の容態の急変や入院等、やむを得ない事情がある場合はキャンセル料はかかりません。

8) 契約の解約料

当事業所に7日前までに解約を申し出があった場合、希望する日に解約することができます。ただちに解約をしたい場合は、1000円の解約料が必要となります。

2. 要介護認定申請前後で要介護認定前にサービスを利用した場合

要介護（要支援）認定の申請前または申請後で要介護（要支援）認定前でもサービスを利用できますが、認定の結果「自立」となった場合には所定のサービス利用料を全額負担していただきます。また、認定結果によって、利用限度額を超えた場合は、その超えた分を全額ご負担していただくことになります。

3. 支払い方法

利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月15日までに利用月分の請求書を郵送又は手渡し致します。サービス提供の記録と内容を照合の上、請求月の末日までに下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。

利用者負担額、その他の費用の支払い方法について	① 現金支払い ② 利用者様指定口座からの自動振替 ③ 事業者指定口座への振り込み 北洋銀行手稲中央支店 口座番号：4282225 口座名義人：合同会社 幹 代表社員 岡川理枝
-------------------------	---

・お支払いいただけましたら領収書を発行しますので、大切に保管してください。但し、自動振替または振込にてお支払いの場合は、通帳等の取引履歴自体が領収書の代わりとなるため、領収書は発行致しませんが、ご希望があればご相談ください。

・介護給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。

4. 緊急時及び事故発生時の対応

1) 緊急時においては利用者様の主治医への連絡を行い、医師の指示に従います。また、緊急連絡先に連絡いたします。

2) 利用者様に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町

村・当該利用者様の家族・当該利用者様に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じると共に、事故の状況・措置を記録し再発防止に努めます。

5. 日常的金銭管理・財産管理・権利擁護への対応

1) 当事業者は、利用者様にサービスを提供する際に付随した日常的金銭管理・財産管理については、生活援助として行う買い物等に伴う少額の金銭の管理以外は取り扱いしません。

2) 利用者様に日常的金銭管理や財産管理の必要が講じた場合、また財産侵害や虐待に対する利用者様の権利擁護等の必要が生じた場合には、利用者様のご希望も踏まえながら、適切な公的窓口等の第三者機関をご紹介します。

6. 損害賠償

当時業者は以下の内容で損害賠償保険に加入しています。サービスの提供に伴って当事業所の責任により生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。（但し、加入する損害賠償保険の範囲内とします。）

保険会社	株式会社エス・エム・エス
保険種類	福祉事業者総合賠償責任保険特約
保障の概要	利用者様がサービスによって障害を負った場合・自宅の器物損壊・サービスを受けられなかった経済的損害

10. プライバシーについて

1) 当事業所は利用者様にサービスを提供する上で知り得た情報は、決して第三者に洩らすことはありません。契約終了後も同様です。

2) サービス担当者会議等で利用者様やそのご家族の情報を利用するには、利用者様の同意が必要となりますので、契約書内に付属する同意書「個人情報使用同意書」に署名捺印をいただくことになります。

11. 苦情申し立て窓口

【事業者の窓口】 訪問介護事業所管理者 芳賀 千朔	所在地：札幌市 電話番号：011-684-2296 受付時間：9時～17時
【市町村（保険者の窓口）】 お住まいの区役所の保健福祉課	北区：011-757-2400 西区：011-641-2400 手稲区：011-681-2400
【公的団体の窓口】 北海道国民健康保険団体連合会	所在地：札幌市中央区南2条西14丁目 電話番号：011-231-5175 受付時間：9時～17時
【石狩市にお住まいの方】 石狩市総合保健福祉センターりんくる	所在地：石狩市花川北6条1丁目41番地1 電話番号：0133-72-6121 受付時間：8時45分～17時15分

12. ケアマネージャーや主治医との連携

- 1) 当事業所はサービス提供にあたり、ご担当のケアマネージャーや主治医との緊密な連携を図り、より良いサービスを提供致します。
- 2) 利用者様が居宅サービス計画の変更を希望される場合は、速やかにご担当のケアマネージャーへ連絡し、調整致します。

13. 契約の終了

利用者様が介護保険施設に入所（入院）した場合や自立（非該当）と認定された場合、契約は自動的に終了します。

14. 契約の解約について

利用者様は、当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合などには、文章で通知を行い、直ちに契約を解約することができます。

15. 三者評価の実施について

事業運営の具体的な問題点を把握してサービスの質の向上をさせること、利用者の適切なサービス選択のために評価結果を公表することを目的とされています。

実施状況：なし

16. 虐待防止委員会の設置

利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、以下の措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など）

17. 災害時の対応

BCP（業務継続計画）策定について

- (1) 感染症 BCP
- (2) 自然災害 BCP

これらの被害が発生した際には被害状況の確認を行い、人命の安全確保を優先的に実施します。また、感染被害については、医療機関・保健センターへ速やかに報告するものとする。

自然災害や感染症の発生時に、作成した業務継続計画通りに確実に実行できるよう、私たち介護職員は年1回以上の研修や訓練の実施を行っております

18. 多職種連携

歯や口腔の健康と全身の健康が大きく関連していることから、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、口腔の健康状態の評価の結果を情報提供しております。当該利用者について、口腔連携強化加算を算定します。

口腔連携強化加算 50 単位/回

提携歯科医療機関 医療法人社団さくら会 ゆき小児歯科・歯科口腔外科
札幌市手稲区前田 6 条 15 丁目 5-16
011 (683) 1818